

職員の給与に関する報告及び勧告

令和2年11月

京都府人事委員会

目 次

報 告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 較差算定対象職員の給与の状況	1
(2) 民間給与の状況	1
ア 職種別民間給与実態調査	1
イ 調査の実施結果	2
(3) 職員給与と民間給与との比較	2
(4) 国家公務員の給与に関する報告	4
2 職員給与の改定	4
(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定	4
(2) その他の改定	4
3 給与勧告実施の要請等	5
勸 告	6
1 改定の内容	6
2 改定の実施時期	6

説明資料

報 告

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行うことにより、地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態及び給与決定の基礎となる諸事情等について調査研究を行い、適正な給与制度・水準が確保できるよう、随時、勧告してきており、本年については、去る10月30日に特別給について報告及び勧告を行ったところである。これに引き続き、本年の月例給の水準等について、次のとおり報告する。

1 職員給与の実態等

(1) 較差算定対象職員の給与の状況

本委員会が令和2年4月1日現在で実施した職員給与実態調査によると、職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）に定める行政職給料表の適用を受ける職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差算定対象職員」という。）は4,435人で、その平均年齢は42.2歳、平均経験年数は20.3年、学歴別構成比は大学卒72.4%、短大卒7.2%、高校卒20.2%、中学卒0.2%、男女別構成比は男性62.3%、女性37.7%であり、その給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）及び主な手当の平均月額（実支給額）は、給料324,040円、扶養手当7,767円、地域手当26,855円となっている。（「説明資料」第1表参照）

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年10月30日に報告したとおり、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

本年8月から9月にかけて行った月例給及び初任給に係る調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各民間事業所ともその活動に大きな影響が生じている中であったが、本年6月から7月にかけて行った特別給等に係る調査と同様、その重要性に対する格段の理解と協力を得て、

調査完了率は78.1%となり、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

イ 調査の実施結果

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合は大学卒で40.2%（昨年45.3%）、高校卒で18.0%（同17.1%）となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で37.9%（同48.0%）、高校卒で46.9%（同57.0%）となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で59.5%（同52.0%）、高校卒で53.1%（同43.0%）となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で213,110円（同212,033円）、高校卒で169,980円（同172,314円）となっている。（「説明資料」第3表及び第4表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は27.2%（同35.9%）、ベースアップを中止した事業所の割合は26.9%（同6.5%）となっている。（「説明資料」第5表参照）

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、87.0%（同87.7%）となっている。昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は22.0%（同16.4%）、変化なしとしている事業所の割合は54.7%（同63.4%）、減額となっている事業所の割合は10.4%（同7.9%）となっている。（「説明資料」第6表参照）

(3) 職員給与と民間給与との比較

職員の給与は、地方公務員法第24条に根本基準が定められており、改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としてきた。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

民間給与の水準をより適正に反映させ、広く府民の理解が得られるよう、単純な平均値によるのではなく、職員にあっては較差算定対象職員、民間企業従業員にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、職員のパイレス方式を用いたラスパイレス方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の月例給について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を29円・0.01%上回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を794円・0.21%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較差	
			①-②=③	③/②×100
給与減額前	377,332円	377,361円	△29円	△0.01%
給与減額後		376,538円	794円	0.21%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、823円(0.22%)である。
 3 職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
 4 比較給与種目は、次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(注1)から時間外手当(注2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

(注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。

(注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレ方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P₁…民間企業従業員の平均給与月額

P₀…職員の平均給与月額

Q₀…職員数

ラスパイレ方式

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第7表参照のこと。

(4) 国家公務員の給与に関する報告

人事院は、本年10月7日に続き、同月28日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告を行った。

これによれば、本年4月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較したところ、国家公務員給与が民間給与を164円（0.04%）上回っているが、官民較差が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないこととしている。

2 職員給与の改定

(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、地域の国家公務員の給与水準を考慮するとともに、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、前記1の(3)のとおり職員の給与が僅かに上回っているが、従来、公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難である場合には、月例給の改定を見送っていることから、本委員会としては、本年は月例給の改定を行わないこととした。

(2) その他の改定

獣医師職については、その確保・定着が重要な課題となっており、昨年、その対策の一環として他の都道府県の状況等を考慮し、給与上の措置を検討していく必要があることを報告したところであるが、本年4月時点の状況を見ると、38道県で獣医師を対象に初任給調整手当が支給されている。

こうした状況を踏まえ、本府においても、獣医師職の確保の一助とするため、初任給調整手当の対象に当該職を加えることとする。

具体的には、他の都道府県で措置されている内容及び本府の実情を踏まえ、最高支給限度額を月額30,000円（採用や配置の困難性が著しく高い公署の職員にあっては、月額45,000円）とし、採用の日から最長で15年間支給することとする。

この措置は、令和3年4月から実施することとする。

その他の手当等については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、不断に点検・検証を進め、職員の業務実態等を十分精

査するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等において公務が果たしている役割を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

3 給与勧告実施の要請等

職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

については、人事委員会勧告制度の意義や役割について、深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が行われているが、この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なるものであり、適正な給与が確保されるよう望むものである。

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

1 改定の内容

初任給調整手当の支給対象に、獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職を加え、月額45,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間支給すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和3年4月1日から実施すること。

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和2年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-2

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	資-5
第2表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-6
その2 産業別調査従業員数	資-6
第3表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-7
第4表 民間における初任給の改定状況	資-7
第5表 民間における給与改定の状況	資-8
第6表 民間における定期昇給の実施状況	資-8
第7表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-9
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-12
第8表 民間における家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況	資-13
その2 扶養家族の構成別支給月額	資-13

参 考（国家公務員の給与）

報告の骨子	資-14
-------	------

1 職員給与関係資料

令和2年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、令和2年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

令和2年4月1日現在に在職する職員（同日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、臨時的任用職員、派遣職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された令和2年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平均年齢	平均経験年数
4,435人	42.2歳	20.3年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いた者である。

2 学歴別、性別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.2%	20.2%	7.2%	72.4%	62.3%	37.7%	100.0%

3 年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.3%	6.3%	15.6%	12.6%	7.5%	6.8%	13.1%	16.9%	20.9%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
324,040円	7,767円	26,855円	7,645円	9,875円	356円	376,538円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」及び「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2								1		
3										1
4										
5										
6		1								
7		2					1			
8		67								
9		8		1						
10		19					1			
11		30								
12	13	53	3							
13	2	6	5							
14		10	7						1	
15		51	70							
16	14	45	20							7
17		9	5						1	
18	4	13	16						5	
19	1	75	73	3					1	
20	12	28	22	2						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
21	1	9	11	2				3	1	
22	2	14	15	3				3		
23	3	70	53	9					4	
24	10	20	21						1	
25	1	6	6	1				8	2	
26	6	16	14					2		
27	13	92	33	7	1			5	1	
28	16	35	12	7			1	8		
29	9	13	6	5				3		
30	10	20	9	5			7	8		
31	10	8	34	15			23	5		
32	108	11	12				10	5		
33	7		16	4			3	4		
34	13	4	14	4			11	2		
35	15	1	25	13	3		5	4		
36	86	4	15	9			5	4		
37	9	2	7	3			12	6		
38	16	2	14	12			7	1		
39	14	2	14	6			3	1		
40	8	2	10	7	1		9	2		
41	3	1	8	8	1		9	1		
42	4	2	6	17		2	2	2		
43	4	2	9	11		1	4	4		
44		1	5	5		2		2		
45	3		6	11		1	1	4		
46	2		2	8	1	2	3			
47	1		7	7		1	1			
48	4	2	6	7	3		1			
49			5	9	5	1	1			
50			7	16	2	5				
51		2	4	13	2	24	1			
52	2		1	6	3	10	1			
53	1		3	23	2	37				
54	1		3	22	3	22				
55	1	1	3	11	1	17				
56	1		4	9	2	9	2			
57	5	1	1	12	11	14	1			
58	1		4	13	2	13				
59	2	1	4	15	7	9				
60	1		2	23	4	12				
61	1		9	13	3	6	1			
62			5	12	2	12				
63			3	11	7	3				
64			3	23	4	3				
65	1		3	20	3	8				
66			8	16	6	9				
67	1		3	15	5	2				
68			4	19	6	4				
69	1		3	19	17	2				
70			3	21	20	2				
71	2		3	14	6	1				
72	1	1	3	9	12	2				
73			5	14	12	3				
74			2	14	11	1				
75			2	9	12	3				
76			6	13	16	2				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			3	6	11					
78			3	30	8	2				
79			4	18	7	1				
80	1	1	3	11	13	1				
81			5	13	46	1				
82			1	15	13	1				
83			4	17	36	2				
84			2	23	15	7				
85			5	10	41	16				
86			2	8	16					
87			5	4	22					
88			3	15	20					
89			1	17	22					
90			2	5	12					
91			4	8	18					
92			2	14	9					
93			3	8	163					
94			3	4						
95			5	7						
96			2	5						
97			5	2						
98			6	7						
99			2	4						
100			4	19						
101			9	319						
102			4							
103			6							
104			3							
105			2							
106										
107										
108			1							
109			2							
110			4							
111			2							
112			2							
113			14							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計	447	764	845	1,195	668	276	127	88	24	1

計	4,435
---	-------

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- (ア) 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- (イ) 民間企業における給与改定の状況等
- (ウ) 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- (エ) 本年4月分の初任給の状況

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、次のとおり調査期間を分けて実施した。

- (ア) アの(ア)及び(イ)に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- (イ) アの(ウ)及び(エ)に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(4) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 921事業所

イ 調査対象職種

54職種（行政職に相当する職種22種 その他の職種32種）

(5) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(4)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって22層に層化し、これらの層から227事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

上記(2)のイの(イ)に係る調査完了事業所数は、第2表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は、第2表その2のとおりである。

(6) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(4)のアに示す母集団に復元して行った。

第2表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所
	175	77	73	25
農業, 林業、漁業、 鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業	5	2	1	2
製造業	71	19	39	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	35	16	11	8
卸売業, 小売業	16	6	9	1
金融業, 保険業、 不動産業, 物品賃貸業	14	13	1	-
教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	34	21	12	1

(注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が49事業所あった。

2 調査対象事業所227事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した3事業所を除いた224事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、78.1%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人	人	人	人	人
		139,035	25,514	12,309	9,188	594
農業, 林業、漁業、 鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業		2,919	449	235	206	7
製造業		68,767	11,803	6,267	4,589	362
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		19,965	5,046	1,830	1,312	57
卸売業, 小売業		9,224	2,242	1,169	916	94
金融業, 保険業、 不動産業, 物品賃貸業		7,324	1,247	696	656	16
教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業		30,836	4,727	2,112	1,509	58

第3表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	初任給			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
事務員・技術者計	大 学 卒	円	円	円	円	
		213,110	218,875	208,765	197,036	
		短 大 卒	181,162	192,777	177,231	-
	高 校 卒	169,980	170,442	171,329	159,380	
	事 務 員	大 学 卒	211,171	218,080	204,206	195,895
		短 大 卒	177,211	174,500	177,404	-
		高 校 卒	170,676	167,471	175,492	155,739
	技 術 者	大 学 卒	216,523	220,780	215,090	198,320
		短 大 卒	187,756	196,367	176,610	-
高 校 卒		169,415	172,210	166,489	162,251	

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第4表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	新 規 学 卒 者 の 採 用 有 り	初 任 給 の 改 定 状 況			採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
			%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	40.2	(37.9)	(59.5)	(2.6)	59.8
	500人以上	33.9	(53.6)	(46.4)	-	66.1
	100人以上500人未満	50.9	(27.5)	(67.5)	(5.0)	49.1
	100人未満	28.5	(36.6)	(63.4)	-	71.5
高 校 卒	規 模 計	18.0	(46.9)	(53.1)	-	82.0
	500人以上	7.6	(89.2)	(10.8)	-	92.4
	100人以上500人未満	26.6	(29.9)	(70.1)	-	73.4
	100人未満	23.3	(61.2)	(38.8)	-	76.7

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第5表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	27.2	26.9	-	45.9
課 長 級	21.7	23.2	0.4	54.6

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第6表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係 員	93.3	87.0	22.0	10.4	54.7	6.3	6.7
課 長 級	79.3	71.7	15.0	11.2	45.5	7.6	20.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第7表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規模計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額 円	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額 円	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額 円	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額 円
支店長 工場長	27	52.9	790,243	21	51.9	856,278	6	56.7	539,865	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
44～47	2	-	666,596	*	-	*	-	-	-	-	-	-
48～51	9	-	1,000,893	8	-	1,054,921	*	-	*	-	-	-
52～55	7	-	806,112	7	-	806,112	-	-	-	-	-	-
56～59	6	-	739,341	4	-	807,243	-	-	616,399	-	-	-
60～	2	-	452,163	-	-	-	2	-	452,163	-	-	-
大学卒	18	51.6	847,890	16	51.1	885,876	2	57.0	486,360	-	-	-
短大卒	*	*	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-
高校卒	8	56.3	706,806	5	54.3	774,571	3	59.9	580,240	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部長 技術部長	477	52.8	616,524	277	53.4	644,755	174	51.9	566,804	26	50.8	499,066
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	2	-	379,759	-	-	-	2	-	379,759	-	-	-
36～39	4	-	603,514	2	-	635,432	2	-	559,985	-	-	-
40～43	19	-	569,413	6	-	670,176	9	-	585,651	4	-	422,362
44～47	55	-	593,696	29	-	656,081	22	-	528,494	4	-	499,521
48～51	110	-	627,929	62	-	665,654	43	-	570,712	5	-	448,414
52～55	139	-	611,468	87	-	629,371	50	-	569,698	2	-	447,953
56～59	134	-	627,513	85	-	641,136	42	-	584,617	7	-	587,650
60～	14	-	628,392	6	-	683,557	4	-	569,424	4	-	550,000
大学卒	368	52.6	629,634	225	53.2	656,634	127	51.5	577,059	16	48.9	494,086
短大卒	50	53.1	582,627	17	53.0	622,644	29	52.7	546,506	4	56.6	579,305
高校卒	59	54.3	561,213	35	54.7	582,129	18	53.6	528,995	6	52.8	438,255
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部次長 技術部次長	169	50.5	615,579	90	50.6	678,524	73	50.2	513,238	6	51.1	460,170
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	8	-	583,847	-	-	-	8	-	583,847	-	-	-
36～39	9	-	617,243	6	-	631,309	3	-	542,439	-	-	-
40～43	8	-	554,266	5	-	585,505	2	-	542,406	*	-	*
44～47	21	-	559,674	10	-	617,587	11	-	486,931	-	-	-
48～51	34	-	598,386	20	-	632,825	13	-	529,985	*	-	*
52～55	41	-	640,045	21	-	729,771	17	-	507,215	3	-	466,133
56～59	43	-	663,920	28	-	732,463	14	-	497,542	*	-	*
60～	5	-	485,038	-	-	-	5	-	485,038	-	-	-
大学卒	112	50.8	635,214	61	51.6	707,163	48	49.1	527,543	3	54.0	466,133
短大卒	19	51.6	588,890	7	52.6	669,157	12	50.7	514,187	-	-	-
高校卒	35	49.3	576,587	19	48.1	627,989	13	53.5	465,151	3	46.7	451,075
中学卒	3	50.3	639,694	3	50.3	639,694	-	-	-	-	-	-
事務課長 技術課長	1,107	49.2	543,351	707	49.6	580,389	351	48.2	456,693	49	48.0	428,510
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
28～31	4	-	433,138	3	-	487,227	*	-	*	-	-	-
32～35	9	-	487,425	6	-	545,100	3	-	387,557	-	-	-
36～39	44	-	458,436	19	-	523,542	23	-	407,710	2	-	404,786
40～43	118	-	494,424	64	-	543,208	46	-	436,572	8	-	364,784
44～47	281	-	534,493	174	-	577,454	94	-	449,881	13	-	411,581
48～51	277	-	552,413	189	-	576,321	76	-	477,764	12	-	448,411
52～55	209	-	566,203	147	-	592,795	59	-	478,345	3	-	436,883
56～59	160	-	567,403	104	-	605,920	46	-	462,096	10	-	496,750
60～	4	-	458,323	*	-	*	2	-	456,774	*	-	*
大学卒	755	48.6	563,420	497	49.1	602,472	233	47.3	466,040	25	47.7	442,764
短大卒	148	50.0	520,914	92	50.1	543,229	48	49.6	462,111	8	50.1	457,991
高校卒	202	50.5	492,748	117	51.0	530,269	69	50.2	424,586	16	47.3	390,831
中学卒	2	48.1	407,909	*	*	*	*	*	*	-	-	-

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	432	47.5	487,021	265	47.7	537,963	149	46.7	407,929	18	49.7	371,213
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	7	-	443,713	2	-	487,270	5	-	428,584	-	-	-
32～35	16	-	404,339	8	-	445,992	8	-	367,493	-	-	-
36～39	42	-	458,452	28	-	497,903	13	-	380,301	*	-	*
40～43	68	-	450,348	31	-	523,124	34	-	391,051	3	-	404,826
44～47	87	-	508,473	67	-	537,630	18	-	395,617	2	-	376,508
48～51	78	-	525,625	47	-	592,353	28	-	424,336	3	-	386,033
52～55	71	-	488,374	43	-	549,417	21	-	424,914	7	-	349,013
56～59	63	-	482,686	39	-	513,232	22	-	433,794	2	-	397,633
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	268	46.5	505,999	167	46.8	563,256	90	45.4	408,465	11	49.9	427,266
短大卒	65	48.1	457,233	32	48.4	494,892	32	47.7	416,031	*	*	*
高校卒	99	49.3	460,443	66	49.1	504,178	27	49.5	398,166	6	50.0	282,653
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係長 技術係長	1,122	45.4	397,838	681	45.9	421,386	392	43.7	349,338	49	48.1	343,873
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
28～31	27	-	308,057	15	-	318,314	12	-	293,573	-	-	-
32～35	115	-	345,154	62	-	363,249	52	-	321,373	*	-	*
36～39	138	-	366,826	74	-	383,420	61	-	342,193	3	-	318,133
40～43	192	-	395,162	118	-	417,675	67	-	343,520	7	-	364,401
44～47	220	-	396,278	139	-	414,962	70	-	354,767	11	-	340,139
48～51	181	-	419,485	101	-	455,087	68	-	363,963	12	-	329,977
52～55	148	-	434,157	108	-	449,528	31	-	368,748	9	-	380,220
56～59	99	-	419,334	63	-	441,392	30	-	382,908	6	-	311,725
60～	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
大学卒	702	43.9	408,273	444	44.5	429,697	240	42.0	355,039	18	46.4	369,443
短大卒	171	46.9	379,469	97	47.9	396,130	66	44.5	343,653	8	51.9	431,479
高校卒	246	48.7	379,240	140	49.3	408,933	84	47.5	337,875	22	48.2	306,854
中学卒	3	50.2	327,029	-	-	-	2	50.0	342,038	*	*	*
事務主任 技術主任	987	44.1	370,408	570	45.2	391,548	330	41.6	334,670	87	41.9	286,700
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	15	-	237,509	8	-	267,866	*	-	*	6	-	221,968
28～31	101	-	274,098	52	-	294,488	38	-	253,467	11	-	255,670
32～35	107	-	316,179	56	-	338,673	49	-	286,489	2	-	288,000
36～39	134	-	373,057	73	-	396,568	54	-	337,868	7	-	306,528
40～43	155	-	374,453	85	-	389,836	57	-	348,170	13	-	330,826
44～47	173	-	369,582	106	-	394,267	45	-	330,141	22	-	276,269
48～51	153	-	408,422	99	-	415,259	42	-	393,261	12	-	335,649
52～55	88	-	395,668	55	-	407,422	25	-	382,255	8	-	278,218
56～59	57	-	397,560	36	-	401,399	16	-	401,706	5	-	316,080
60～	4	-	306,134	-	-	-	3	-	400,454	*	-	*
大学卒	552	41.6	373,442	323	42.6	390,444	198	39.3	339,499	31	37.8	312,982
短大卒	185	45.7	371,161	113	45.9	378,867	58	44.8	353,832	14	46.4	347,409
高校卒	250	47.5	365,035	134	48.9	400,642	74	44.8	307,552	42	43.4	254,697
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係員 技術係員	3,487	36.2	301,131	2,016	36.5	313,414	1,267	34.9	270,586	204	38.2	251,243
～19歳	24	-	178,539	15	-	177,652	9	-	179,902	-	-	-
20～23	191	-	216,732	99	-	225,445	78	-	205,565	14	-	201,776
24～27	702	-	250,065	392	-	259,722	287	-	231,089	23	-	220,540
28～31	557	-	275,999	322	-	284,707	213	-	254,333	22	-	233,572
32～35	456	-	307,661	263	-	315,373	173	-	289,225	20	-	232,462
36～39	372	-	323,733	231	-	332,809	117	-	295,571	24	-	270,750
40～43	294	-	318,923	161	-	332,371	105	-	282,006	28	-	258,578
44～47	347	-	328,927	225	-	338,580	98	-	298,362	24	-	266,967
48～51	233	-	360,141	138	-	374,774	80	-	321,645	15	-	285,986
52～55	177	-	360,844	100	-	376,276	59	-	324,598	18	-	291,073
56～59	126	-	362,880	63	-	383,100	47	-	349,887	16	-	266,925
60～	8	-	430,381	7	-	434,621	*	-	*	-	-	-
大学卒	2,236	34.3	305,214	1,280	34.7	318,434	857	33.1	272,381	99	36.0	259,825
短大卒	542	38.6	294,563	312	38.3	304,054	186	38.4	269,039	44	44.5	259,742
高校卒	699	40.3	293,173	416	40.6	305,338	223	39.6	264,470	60	37.7	232,943
中学卒	10	45.3	278,360	8	45.7	282,223	*	*	*	*	*	*

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事務 ・ 技 術 関 係 種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長 技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	事務課長 技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者	

(注) 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長等	/	/
9級			
8級	課長	部長等	部長等
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級			
2級	主任	主任	主任
1級			
	係員	係員	係員

(注) 部長等には、支店長・工場長及び部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	29	57.5	816,080	
	大 学 教 授	126	58.3	725,108	
	大 学 准 教 授	99	49.7	599,072	
	大 学 講 師	49	47.2	451,364	
	大 学 助 教	7	39.8	385,963	
職 種	高 等 学 校 校 長	3	61.1	709,102	
	高 等 学 校 教 頭	5	54.5	664,719	
	高 等 学 校 教 諭	86	41.8	501,217	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研 究 部（課）長	85	49.0	743,656	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室（係）長	51	43.0	429,641	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	79	38.3	409,995	下記研究員より上位の者
	研 究 員	167	33.1	303,001	
	研 究 補 助 員	-	-	-	

第8表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	家族手当制度がない
75.4%	(86.0%)	24.6%

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,032円
配偶者と子1人	18,172円
配偶者と子2人	23,928円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

